

奈良県選挙管理委員会告示第三十六号

選挙関係事務執行規程（昭和四十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第三十号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福 井 英 之

第五十四条第一項中「第百六十九条第五項」を「第百六十九条第六項」に改める。

第六十八条第一項第一号カ中「五百円」を「千円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「千円、」を「千五百円、」に、「三千円」を「四千五百円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「一万二千元」を「二万三千元」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第六十八条第一項第三号ア中「船賃」の下に「、航空賃」を加え、「及びウ」を「、ウ及びエ」に改め、同号イ中「一万円」を「二万円」に改め、同条第二項中「一万円」を「一万五千元」に、「一万五千元」を「二万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年七月二日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の選挙関係事務執行規程の規定は、この規程の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。